

(証券コード 5918)
平成27年 6 月11日

株 主 各 位

愛知県半田市神明町一丁目 1 番地
瀧 上 工 業 株 式 会 社
取締役社長 瀧 上 晶 義

第78回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当社第78回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月25日（木曜日）午後5時20分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年 6 月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 名古屋市中区栄二丁目 2 番 5 号
電気文化会館 イベントホール（5 階）
（地下鉄「伏見」駅 4 番出口、市バス「広小路伏見」下車）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第78期（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第78期（自 平成26年 4 月 1 日 至 平成27年 3 月31日）計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件
- 第 2 号議案 定款一部変更の件
- 第 3 号議案 取締役 7 名選任の件
- 第 4 号議案 監査役 3 名選任の件
- 第 5 号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

（お願い）

1. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出くださいますようお願い申しあげます。
2. 株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.takigami.co.jp/>) に修正後の事項を掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第 1 号議案 剰余金の処分の件

当期の剰余金処分につきましては、安定的な配当を継続的に実施することを基本方針としつつ、業績の推移および今後の事業展開等を総合的に勘案し、下記のとおり期末配当およびその他の剰余金の処分とさせていただきたいと存じます。

なお当期の期末配当につきましては、業績が堅調に推移いたしましたことから、前期と比べ 1 円増配し、1 株につき 4 円とさせていただきたいと存じます。

また、平成27年10月をもちまして創業120周年を迎えることができますことから、株主の皆様の温かいご支援に感謝の意を表するため、1 株につき 2 円の記念配当を実施させていただきたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式 1 株につき金 6 円（うち普通配当 4 円、創業120周年記念配当 2 円）

配当総額 144,844,764円

なお、中間配当金として 1 株当たり金 3 円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は 1 株当たり金 9 円（記念配当 2 円を含め、前期比 3 円の増配）となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年 6 月29日

2. その他の剰余金の処分にに関する事項

(1) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,000,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,000,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- (1) 平成27年5月1日施行の会社法の改正により、非業務執行取締役ならびに監査役との責任限定契約を締結することができることとなりました。これに伴い、当社と非業務執行取締役および監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定として、定款第30条（取締役との責任限定契約）を新設し、第42条（監査役との責任限定契約）を変更するものであります。

なお、定款第30条（取締役の責任限定契約）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

- (2) 経営基盤の一層の強化と充実を図るため、現行定款第27条（代表取締役および役付取締役）2項に定める取締役の役職に専務取締役を追加するものであります。
- (3) 取締役会の現状にあわせ、現行定款第28条の条文の整理を行うものであります。
- (4) その他、上記変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（下線は変更部分を示します。）

現 行 定 款	変 更 案
第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役) 第27条 (条文省略) 2. 取締役会の決議により取締役社長1名を置き、なお取締役副社長および<u>常務取締役</u>若干名を置くことができる。 (取締役会長) 第28条 取締役会の決議により、取締役会長1名を置くことができる。 2. <u>取締役会長は取締役会を主宰する。</u> 3. <u>取締役会長を置いた場合には第22条および第23条中「取締役社長」とあるのは「取締役会長」と読み替えるものとする。</u>	第4章 取締役および取締役会 (代表取締役および役付取締役) 第27条 (現行どおり) 2. 取締役会の決議により取締役社長1名を置き、なお取締役副社長、<u>専務取締役並びに</u>常務取締役若干名を置くことができる。 (取締役会長) 第28条 (現行どおり) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
第29条 (条文省略) (新 設) 第30条～第31条 (条文省略) 第 5 章 監査役および監査役会 第32条～第40条 (条文省略) (<u>社外監査役との責任限定契約</u>) 第41条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u> 第 6 章 計算 第42条～第45条 (条文省略)	第29条 (現行どおり) (<u>取締役との責任限定契約</u>) 第30条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役を除く）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第31条～第32条 (現行どおり) 第 5 章 監査役および監査役会 第33条～第41条 (現行どおり) (<u>監査役との責任限定契約</u>) 第42条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u> 第 6 章 計算 第43条～第46条 (現行どおり)

第3号議案 取締役7名選任の件

取締役全員(5名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、経営体制の強化を図るため取締役を2名増員し、取締役7名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	たき がみ りょう ぞう 瀧 上 亮 三 (昭和31年3月23日生)	平成8年12月 丸定産業株式会社 代表取締役社長 現在に至る 平成12年6月 当社監査役 平成16年6月 当社取締役 経営企画室長 平成17年6月 当社取締役 監査室長兼経営企画室長 平成20年6月 当社常務取締役 監査室長兼経営企画室長 平成22年6月 当社取締役 経営企画室長兼海外事業担当 平成25年1月 当社取締役経営企画室長 兼営業本部海外事業管掌 平成27年4月 当社取締役会長 グループ関連事業管掌 兼海外事業管掌 現在に至る	株 398,578
2	たき がみ まさ よし 瀧 上 晶 義 (昭和36年12月1日生)	平成2年4月 当社入社 平成9年6月 当社取締役営業部部長 平成10年6月 当社取締役名古屋支店長 平成11年10月 当社取締役東部営業部長 平成16年6月 当社取締役兼執行役員 東部営業グループ長 平成18年6月 当社取締役兼執行役員 営業本部長兼名古屋支店長 平成19年4月 当社取締役兼執行役員 営業本部長兼名古屋支店長 兼企画管理室長 平成19年6月 当社取締役兼執行役員 管理本部管掌 兼企画管理室長 平成20年6月 当社常務取締役 企画管理室管掌兼生産本部管掌 兼工事本部管掌 平成22年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	株 495,130

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位、 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
5	まる やま せい き 丸 山 誠 喜 (昭和33年1月13日生)	昭和55年4月 当社入社 平成17年7月 当社営業本部大阪支部長 平成19年6月 当社営業本部大阪支部長 平成21年4月 当社営業本部東部営業グループ長 平成22年6月 当社営業本部副本部長 兼東京支店長 平成26年4月 当社執行役員営業本部長 兼鉄構営業グループリーダー 平成26年6月 当社取締役兼執行役員営業本部長 兼鉄構営業グループリーダー 現在に至る	株 0
6	たき がみ さだ たか 瀧 上 定 隆 (昭和40年8月3日生)	平成21年4月 当社入社 平成22年4月 当社管理本部総務グループ部長 平成24年3月 当社管理本部副本部長 兼総務グループ長 平成25年4月 当社執行役員管理本部長 平成27年4月 当社執行役員管理本部長 兼生産本部購買グループリーダー 現在に至る	株 224,788
7	とく だ しゅん いち 徳 田 俊 一 (昭和20年4月8日生)	平成9年6月 株式会社東京三菱銀行（現株式 会社三菱東京UFJ銀行）取締役 平成13年5月 同行常務取締役 平成14年6月 三菱信託銀行株式会社（現三菱UFJ 信託銀行株式会社）常務取締役 平成16年3月 同行専務取締役 平成17年6月 三菱製紙株式会社 常務取締役 兼常務執行役員 平成18年6月 同社代表取締役 専務執行役員 平成20年6月 同社代表取締役 副社長執行役員 平成22年6月 同社常勤顧問 平成23年6月 当社 社外監査役 現在に至る	株 0

- (注) 1. 取締役候補者瀧上亮三氏は、丸定産業株式会社の代表取締役社長を兼務し、当社は、丸定産業株式会社と原材料購入の取引関係にあります。
2. その他の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 徳田俊一氏は社外取締役候補であります。
4. 社外取締役候補者の選任理由および社外取締役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
 徳田俊一氏は、大手銀行等の取締役を歴任され、取締役業務の豊富な知識と見識を有しており、当社の社外取締役として職務を適切に遂行いただけると判断したものであります。なお、徳田俊一氏は、現在当社の社外監査役であります、社外役員としての在任期間は本総会終結のときをもって、4年となります。
5. 第2号議案「定款一部変更の件」が承認され、徳田俊一氏が選任された場合、当社と同氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定めとする責任限定契約を締結する予定であります。

第4号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社 の株式の数
1	ひろ むら おさむ 廣 村 修 (昭和25年12月27日生)	昭和44年4月 当社入社 平成12年8月 当社工事部部長 平成21年4月 当社参与企画管理室長 平成22年6月 当社執行役員企画管理室長 平成25年4月 当社顧問 平成25年6月 当社常任監査役（常勤） 現在に至る	株 3,000
2	はら さわ りゅうさぶろう 原 沢 隆三郎 (昭和26年1月30日生)	平成5年10月 株式会社三菱銀行（現株式会社 三菱東京UFJ銀行）長原支店長 平成8年4月 東京三菱証券株式会社（現 三菱UFJモルガン・スタン レー証券株式会社）取締役 平成13年6月 株式会社東京三菱銀行（現 株式会社三菱東京UFJ銀行） 執行役員融資企画室長委嘱 平成17年6月 同行常務取締役オペレーションサー ビス部門長兼システムサービス部 門長兼EC推進部門長事務取扱委嘱 平成20年10月 株式会社三菱東京UFJ銀行専務取締役 事務・システム部門長並びにIT事業部の担当 平成21年6月 同行 常任顧問 平成23年6月 丸の内キャピタル株式会社 代表取締役会長 現在に至る 平成23年6月 株式会社チノー 非常勤監査役 現在に至る	株 0
3	いし かわ ただし 石 川 正 (昭和23年1月1日生)	平成10年7月 中部電力株式会社岐阜支店用地部長 兼掛妻関連用地グループ部長 平成11年7月 同社長野支店副支店長 平成13年6月 永楽運輸株式会社（現中電輸 送サービス株式会社）取締役 総務グループ部長（出向） 平成19年6月 中電輸送サービス株式会社 常務取締役名古屋事業本部長 平成24年4月 同社 代表取締役社長 現在に至る	株 0

- (注) 1. 各監査役候補者と当社の間には、特別の利害関係はありません。
2. 原沢隆三郎氏および石川 正氏は社外監査役候補であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由および社外監査役として職務を適切に遂行できると当社が判断した理由
- (1)原沢隆三郎氏につきましては、大手銀行等の取締役を歴任され、企業財務全般について知識と見識を有しており、当社の社外監査役として職務を適切に遂行いただけると判断したものであります。
- (2)石川 正氏につきましては、長年にわたり電力会社の業務に携わった豊富な経験と見識から当社の社外監査役として職務を適切に遂行いただけると判断したものであります。
4. 原沢隆三郎、石川 正の両氏が選任された場合、当社と両氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任の限度額を法令で定めとする責任限定契約を締結する予定であります。

第5号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、監査役を退任されます徳田俊一氏および山本積氏に対し在任中の労に報いるため、当社所定の基準による相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することとし、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、監査役の協議にご一任いただきたいと存じます。

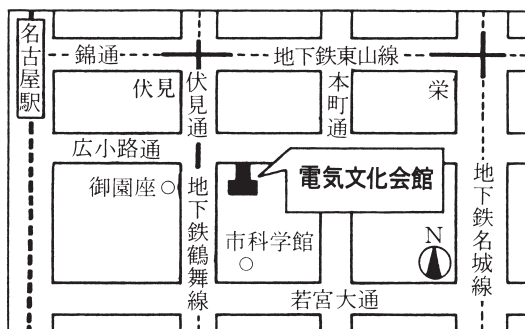
退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
徳 田 俊 一	平成23年6月 当社監査役 現在に至る
山 本 積	平成23年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 名古屋市中区栄二丁目2番5号
電 気 文 化 会 館



地下鉄「伏見」駅4番出口から東へ徒歩2分
市バス「広小路伏見東」停留所から東へ徒歩1分

(第78回定時株主総会招集ご通知添付書類)

第78期 報 告 書

(自 平 成 26 年 4 月 1 日)
(至 平 成 27 年 3 月 31 日)

事 業 報 告
連 結 貸 借 対 照 表
連 結 損 益 計 算 書
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
連 結 注 記 表
貸 借 対 照 表
損 益 計 算 書
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書
個 別 注 記 表
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 本
監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
会 計 監 査 人 の 監 査 報 告 書 謄 本
監 査 役 会 監 査 報 告 書 謄 本

瀧 上 工 業 株 式 会 社

事業報告

(自 平成26年4月1日)
(至 平成27年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果ならびに対処すべき課題

① 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度の前半は消費税率引上げに伴う駆け込み需要の反動減や輸入資材の上昇などにより個人消費等に弱さがみられたものの、雇用環境の改善や所得の増加、原油価格の下落や自動車産業を中心とした輸出産業の大幅な回復など堅調な民需に支えられ、景気回復がみられました。

橋梁事業につきましては、防災・減災・老朽化対策により公共事業費は下げ止まったものの、震災復興予算を除くと発注量は依然として低迷したままでありました。しかしこの厳しい受注環境下において、積算精度や技術提案力ならびに工事成績評価点の向上により一定の成果をあげ、受注量は昨年度より増加いたしました。

鉄骨事業につきましては、昨年度から引き続き発注量は多く、鉄骨価格も上昇傾向にあり、激化する競争の中で徹底した選別受注を進めた結果、電力会社の大型鉄骨工事を受注いたしました。

このような事業環境の下で、当社グループの当連結会計年度における総受注高は205億円となり、前連結会計年度と比べて78.5%増となりました。

主な受注工事は、橋梁事業につきましては、中部地方整備局の牧田川橋ならびに天龍峡大橋、関東地方整備局の柳橋高架橋、東北地方整備局の天王橋、東日本高速道路㈱の稲荷木橋など、また鉄骨事業につきましては、中部電力㈱の西名古屋火力発電所などであります。

また、連結売上高につきましては、141億5千万円となり、前連結会計年度と比べて44.0%増となりました。

当連結会計年度に売上計上いたしました主な工事は、橋梁事業につきましては、中部地方整備局の東員高架橋、関東地方整備局の五霞地区高架橋、九州地方整備局の日向大橋などであります。

最終損益につきましては、平成26年9月1日付で株式交換による新規連結子会社6社を連結したことにより、負ののれん発生益が特別利益に計上されたことから、連結当期純利益は86億8千万円となりました。

② 対処すべき課題

当社事業の全般につきましては、平成24年に本社組織を愛知県半田市へ移転したことを契機に策定した中期3ヶ年計画は、グループ関連会社を含めた売上高および営業利益率共に目標を達成いたしました。

平成27年度は当社創業120周年の節目の年となります。関連会社を完全子会社化したことによるガバナンスの強化をすすめ、総合エンジニアリング集団を目指します。そのためにも新たに子会社を含めた「瀧上グループ新中期3カ年計画」を策定し、当該経営計画に基づき、橋梁事業の更なる充実はもとより、鉄骨事業の再生、保全事業や新規事業の推進、その他グループ全体の事業の増進を図ってまいります。

橋梁事業および保全事業につきましては、鋼橋の需要や都市圏環状道路における大型工事が減少する厳しい環境や代わりに拡大する保全事業の市場に対応すべく、今後も積算精度の向上と技術提案力の強化、大型案件に対応すべく人員の増強・充実、社内技術者の多能化を進めてまいります。

鉄骨事業につきましては、2020年の東京オリンピック関連やリニア中央新幹線等の堅調な建設需要に対応するために、子会社との連携強化、設備・人員体制の再構築を行い、生産能力の増強と原価低減を目指します。

海外事業につきましては、経済発展の著しいアジア市場の社会資本整備に貢献するため、ベトナムにおける合弁会社の事業継続とフィリピンを営業拠点とする積極的な営業展開を実施します。

今後もグループ全ての経営資源を投じ、積極的に新規事業分野にチャレンジしてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後共なお一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

売上および受注の状況

(金額単位：百万円、比率：%)

部 門 別	売 上 高	対前連結会計年度 増 減 率	受 注 高	対前連結会計年度 増 減 率
橋 梁	11,215	43.6	15,948	58.4
鉄 骨	1,554	2.9	4,556	221.4
小 計	12,770	37.0	20,504	78.5
不動産賃貸事業	443	△ 8.6	—	—
材料販売事業	852	—	—	—
運 送 事 業	65	—	—	—
その他の事業	24	29.5	—	—
計	14,156	44.0	20,504	78.5

(注) 材料販売事業ならびに運送事業の「対前連結会計年度増減率」につきましては、当連結会計年度からの発生となるため記載しておりません。

(2) 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(3) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の主なものは、保有不動産の有効活用を図るため老人介護施設新築工事を行いました。なお、所要資金は全て自己資金でまかなっております。

(4) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況の推移 (金額単位：百万円)

区 分	第75期 平成24年3月期	第76期 平成25年3月期	第77期 平成26年3月期	第78期 (当連結会計年度) 平成27年3月期
受 注 高	9,419	6,996	11,484	20,504
売 上 高	8,314	9,662	9,828	14,156
当期純利益又は 当期純損失(△)	△ 323	△ 141	829	8,683
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△ 13円25銭	△ 5円79銭	35円46銭	376円18銭
純 資 産 額	24,082	24,228	23,615	34,499

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

(金額単位：百万円)

区 分	第75期 平成24年3月期	第76期 平成25年3月期	第77期 平成26年3月期	第78期(当期) 平成27年3月期
受 注 高	9,119	6,635	11,484	19,051
売 上 高	8,014	9,301	9,828	12,316
当期純利益又は 当期純損失(△)	△ 319	35	801	2,011
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△)	△ 12円85銭	1円44銭	34円24銭	85円64銭
純 資 産 額	22,727	23,186	22,402	26,705

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失は、期中平均発行済株式総数(自己株式数を控除)に基づき算出しております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況 (平成27年3月31日現在)

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社出資比率	主 要 な 事 業 内 容
丸 定 産 業 株 式 会 社	百万円 180	% 100.0	鋼板の切断・加工販売
丸 定 鋼 業 株 式 会 社	10	100.0	形鋼及びその他材料の販売
株 式 会 社 瀧 上 工 作 所	75	100.0	橋梁、鉄骨等の製作加工
丸 定 運 輸 株 式 会 社	30	100.0	橋梁、鉄骨、その他鉄構物の製品輸送
瀧 上 建 設 興 業 株 式 会 社	100	100.0	一般土木建築、橋梁、鉄骨、その他鉄構物の製作・施工
中部レベラー鋼業株式会社	100	100.0	鋼 板 加 工 業
富 川 鉄 工 株 式 会 社	10	49.5	鉄 構 物 の 製 造

(6) 主要な事業内容 (平成27年3月31日現在)

当社グループは橋梁、鉄骨、鉄塔、その他鋼構造物の設計・製作・施工および、これらに付随する一切の工事を行っております。

(7) 主要な営業所および工場（平成27年3月31日現在）

① 当 社

本 店	愛知県半田市
支 店	東京支店（東京都中央区） 大阪支店（大阪市西区）
営 業 所	札幌、仙台、静岡、岐阜、広島、福岡
工 場	本社工場、半田第二工場（愛知県半田市）

② 子会社

丸定産業株式会社	愛知県東海市（本社・工場）
丸定鋼業株式会社	愛知県東海市
株式会社瀧上工作所	愛知県半田市（本社・工場）
丸定運輸株式会社	愛知県東海市
瀧上建設興業株式会社	愛知県名古屋市中
中部レバラー鋼業株式会社	愛知県東海市（本社・工場）
富川鉄工株式会社	愛知県半田市

(8) 従業員の状況（平成27年3月31日現在）

① 企業集団の状況

従 業 員 数	前連結会計年度末比増減
334 名	86（増） 名

② 当社の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
219 名	1（減） 名	44.8 歳	18.7 年

2. 会社の株式に関する事項（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 71,751,000株
(2) 発行済株式の総数 24,140,794株
(自己株式2,835,206株を除く)
(3) 株 主 数 1,588名

(4) 大株主(上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
瀧上精機工業株式会社	6,760 千株	28.01 %
株式会社メタルワン	1,426	5.91
瀧上茂	1,156	4.79
株式会社ジーク	1,100	4.56
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,038	4.30
新日鐵住金株式会社	846	3.50
瀧上渥子	498	2.06
瀧上晶義	495	2.05
高畑一貴	400	1.66
瀧上亮三	398	1.65

(注) 持株比率は自己株式(2,835,206株)を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

特記すべき事項はありません。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等(平成27年3月31日現在)

氏 名	地位および担当	重要な兼職の状況
瀧上晶義	代表取締役社長	丸定産業株式会社代表取締役社長
山本敏哉	取締役兼常務執行役員 (生産本部長兼管理本部管掌)	
西澤正博	取締役兼常務執行役員 (新規事業開発室長兼 企画管理室管掌兼工事本部管掌)	
瀧上亮三	取締役 (経営企画室長兼営業本部海外事業管掌)	
丸山誠喜	取締役兼執行役員(営業本部長)	
廣村修	常任監査役(常勤)	
徳田俊一	監査役	
山本積	監査役	

(注) 1. 監査役徳田俊一氏および監査役山本 積氏は、社外監査役であります。

2. 取締役を兼務しない執行役員は、次のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
執行役員	栗原 実	工事本部長
執行役員	瀧上 定隆	管理本部長
執行役員	織田 博孝	企画管理室長

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

区 分	支 給 人 数	支 給 額
取締役	6 名	66,366 千円
監査役 (うち社外監査役分)	3 (2)	23,110 (12,710)
合計	9	89,476

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬等の総額には、当事業年度に係る役員退職慰労引当金の繰入額14,750千円(取締役12,480千円、監査役2,270千円)が含まれております。
3. 上記のほか、平成26年6月27日開催の第77回定時株主総会に基づき、退任取締役1名に対し、役員退職慰労金10,000千円を支給しております。

(3) 社外役員に関する事項

① 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は社内事情に精通した比較的人数の取締役によって取締役会を構成し運営することが、より実効性・効率性のある経営を実践する上で、最善の方法と考えることから、社外取締役を選任しておりません。ただし、現状の体制を機軸としつつ、経営およびガバナンスのさらなる強化を図るため、本総会において社外取締役を含む取締役の選任議案を上程しております。

② 他の法人等との重要な兼職に関する事項

特記すべき事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	活 動 状 況
監査役 徳田俊一	平成26年6月27日就任後開催の取締役会10回中9回および監査役会11回中10回にそれぞれ出席しております。出席した取締役会においては、他の会社の役員としての知識・経験に基づき、報告事項や決議事項に関し発言を行っております。また、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。
監査役 山本 積	平成26年6月27日就任後開催の取締役会10回中全ておよび監査役会11回中全てにそれぞれ出席しております。出席した取締役会においては、他の会社の役員としての知識・経験に基づき、報告事項や決議事項に関し発言を行っております。また、出席した監査役会においては、社外監査役として行った監査の報告をし、他の監査役が行った監査について適宜質問するとともに、必要に応じて社外の立場から意見を述べております。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

五十鈴監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき公認会計士法第2条第1項の業務についての報酬等の額
25,000 千円

② 当社および当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
25,000 千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておりませんので、上記①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項の各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の不再任議案を株主総会に提出いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

企業倫理の確立をはじめとする企業としての社会的責任を果たし、社会から信頼される企業づくりを推進するために「企業行動規範」を定め、企業行動の基本方針とする。また、その徹底を図るために、独立性のある社長直轄の組織である監査室が内部監査を定期的実施しコンプライアンスの状況を監査するとともに、組織横断的なコンプライアンス委員会を中心として役職員の教育を継続的に実施する。なお、活動状況は取締役会および監査役会に対し定期的に報告する。また、法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として社内通報制度を設置・運営する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報を文書に記録し、その保存および管理に関する事項を文書管理規程に定め、取締役および監査役の閲覧要求に対して迅速に対応するものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

コンプライアンス、環境、災害、品質および情報セキュリティ等に係るリスクについては、それぞれの担当部署にて、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視および全社的な対応は監査室および管理本部が行うものとする。新たに生じたリスクについては、すみやかに対応責任者を定める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を定め、業務担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的な行動計画および権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、取締役会が定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すシステムを構築する。

(5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社およびグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社およびグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共用化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。またグループ各社に対して監査室が内部監査を実施し、その結果を当社およびグループ会社の取締役会に報告する。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、監査室および管理本部所属の職員に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役会への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項に加え、当社および当社グループに重大な影響を及ぼす事項、内部監査の実施状況等をすみやかに報告する体制を整備する。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会と代表取締役との間の定期的な意見交換会を設定する。

(注) この事業報告に記載の金額および株式数は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	26,378,181 ^{千円}	流 動 負 債	5,814,203 ^{千円}
現 金 預 金	16,068,942	支 払 手 形 ・ 工 事 未 払 金 等	2,876,730
受 取 手 形 ・ 完 成 工 事 未 収 入 金 等	8,124,586	リ ー ス 債 務	7,578
有 価 証 券	700,000	未 払 費 用	180,829
商 品 及 び 製 品	43,999	未 払 法 人 税 等	348,449
未 成 工 事 支 出 金	764,069	未 成 工 事 受 入 金	1,942,462
材 料 貯 蔵 品	172,409	賞 与 引 当 金	146,243
繰 延 税 金 資 産	247,266	役 員 賞 与 引 当 金	56,600
そ の 他	263,075	完 成 工 事 補 償 引 当 金	22,034
貸 倒 引 当 金	△ 6,168	工 事 損 失 引 当 金	132,187
		そ の 他	101,087
固 定 資 産	17,811,134	固 定 負 債	3,875,670
有 形 固 定 資 産	7,633,815	リ ー ス 債 務	18,549
建 物 ・ 構 築 物	1,022,468	繰 延 税 金 負 債	2,632,523
機 械 ・ 運 搬 具	850,535	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	190,086
工 具 器 具 ・ 備 品	95,436	退 職 給 付 に 係 る 負 債	835,223
賃 貸 不 動 産	2,040,063	環 境 対 策 引 当 金	24,187
土 地	3,601,005	厚 生 年 金 基 金	17,191
リ ー ス 資 産	14,413	解 散 損 失 引 当 金	
建 設 仮 勘 定	9,892	そ の 他	157,909
無 形 固 定 資 産	86,471	負 債 合 計	9,689,874
ソ フ ト ウ エ ア	67,602	純 資 産 の 部	
リ ー ス 資 産	11,082	株 主 資 本	30,516,483
そ の 他	7,786	資 本 金	1,361,250
投 資 そ の 他 の 資 産	10,090,847	資 本 剰 余 金	389,732
投 資 有 価 証 券	9,312,805	利 益 剰 余 金	30,234,497
長 期 預 金	500,000	自 己 株 式	△ 1,468,996
そ の 他	278,041	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	3,951,314
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,985,556
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 34,241
		少 数 株 主 持 分	31,643
		純 資 産 合 計	34,499,441
資 産 合 計	44,189,315	負 債 純 資 産 合 計	44,189,315

連結損益計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

科 目	金	額
完 成 工 事 高	千円	千円
完 成 工 事 原 価		14,156,213
完 成 工 事 総 利 益		12,156,476
販売費及び一般管理費		1,999,736
営 業 利 益		1,192,518
営 業 外 収 益		807,218
受 取 利 息 配 当 金	184,217	
賃 貸 収 入	35,501	
持分法による投資利益	18,101	
そ の 他 営 業 外 収 益	17,822	255,642
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	645	
自 己 株 式 付 随 費 用	6,072	
賃 貸 費 用	9,580	16,298
経 常 利 益		1,046,562
特 別 利 益		
段 階 取 得 に 係 る 差 益	225,346	
負 の の れ ん 発 生 益	7,820,002	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	341,622	8,386,971
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,960	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,617	
会 員 権 売 却 損	1,211	
段 階 取 得 に 係 る 差 損	789,189	
厚 生 年 金 基 金 解 散 損	17,191	814,169
損失引当金繰入額		
税金等調整前当期純利益		8,619,364
法人税、住民税及び事業税	236,451	
法 人 税 等 調 整 額	△ 301,964	△ 65,512
少数株主損益調整前当期純利益		8,684,876
少 数 株 主 利 益		1,513
当 期 純 利 益		8,683,362

連結株主資本等変動計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	1,361,250	366,714	21,697,557	△ 2,872,654	20,552,867
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額			△ 7,723		△ 7,723
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	1,361,250	366,714	21,689,833	△ 2,872,654	20,545,143
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△ 136,382		△ 136,382
当期純利益			8,683,362		8,683,362
自己株式の取得				△ 11,106	△ 11,106
株式交換による変動額		23,017	△ 2,317	1,414,765	1,435,465
連結会計年度中の変動額合計	—	23,017	8,544,663	1,403,658	9,971,339
当 期 末 残 高	1,361,250	389,732	30,234,497	△ 1,468,996	30,516,483

	その他の包括利益累計額			少数株主持分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
	千円	千円	千円	千円	千円
当 期 首 残 高	2,930,077	5,530	2,935,607	127,458	23,615,933
会計方針の変更による 累 積 的 影 響 額					△ 7,723
会計方針の変更を反映した 当 期 首 残 高	2,930,077	5,530	2,935,607	127,458	23,608,209
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当					△ 136,382
当期純利益					8,683,362
自己株式の取得					△ 11,106
株式交換による変動額					1,435,465
株主資本以外の項目の連結会計 年度中の変動額（純額）	1,055,479	△ 39,772	1,015,707	△ 95,815	919,891
連結会計年度中の変動額合計	1,055,479	△ 39,772	1,015,707	△ 95,815	10,891,231
当 期 末 残 高	3,985,556	△ 34,241	3,951,314	31,643	34,499,441

連結注記表

〔連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記〕

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の状況

連結子会社の数	7 社
連結子会社の名称	瀧上建設興業㈱、丸定産業㈱、丸定運輸株式 会社、丸定鋼業㈱、中部レベラー鋼業㈱、(株)瀧上工作所、 富川鉄工㈱

丸定産業株式会社、丸定鋼業株式会社、株式会社瀧上工作所、丸定運輸株式会社、瀧上建設興業株式会社及び中部レベラー鋼業株式会社の6社は、平成26年9月1日の株式交換により当社の子会社となりました。これに伴い、上記の6社については、第2四半期連結会計期間より連結の範囲に含めております。また、みなし取得日を第2四半期連結会計期間末としているため、貸借対照表は、第2四半期連結会計期間末より連結し、損益計算書は、第3四半期連結会計期間より連結しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

TAKIGAMI INTERNATIONAL CORPORATION、
(株)エム・ティー・コーポレーション、
瀧上不動産㈱

(3) 連結の範囲から除いた理由

上記の非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の状況

持分法適用の関連会社数 ー

瀧上建設興業株式会社及び丸定運輸株式会社の2社については、第2四半期連結会計期間より持分法適用関連会社から連結子会社となったため、持分法の適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

非連結子会社数	3 社
非連結子会社の名称	TAKIGAMI INTERNATIONAL CORPORATION、 (株)エム・ティー・コーポレーション、瀧上不動産㈱

関連会社数	1 社
関連会社の名称	Universal Steel Fabrication Vina-Japan Co.,LTD.

- (3) 持分法を適用しない理由
- 持分法を適用しない非連結子会社 3 社及び関連会社 1 社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないためであります。

〔会計処理基準に関する事項〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券	償却原価法（定額法）
その他有価証券	
時価のあるもの	期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）
時価のないもの	移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品	総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
未成工事支出金	個別法による原価法
材料貯蔵品	主として総平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く）定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 貸倒引当金は、売上債権その他これらに準ずる債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
5. 賞与引当金は、従業員に支給する賞与に充てるため、翌期支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。
6. 役員賞与引当金は、役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
7. 完成工事補償引当金は、工事引渡後の瑕疵に対する補修費用に備えるため、過去の実績を基に発生見込額を計上しております。
8. 工事損失引当金は、受注工事の損失に備えるため、当連結会計年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ同時点でその金額を合理的に見積ることが可能な工事について、その損失見込額を計上しております。
9. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
10. 環境対策引当金は、ＰＣＢ廃棄物の処理費用に備えるため、中間貯蔵・環境安全事業㈱が公表している処理料金を基に処理費用見込額を計上しております。
11. 厚生年金基金解散損失引当金は、厚生年金基金の解散に伴い発生が見込まれる損失に備えるため、損失見込額を計上しております。

12. 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間（8～10年）で、定額法により発生した連結会計年度から償却を行っております。

数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間（8～10年）で、定率法により発生時の翌連結会計年度から償却を行っております。

③ 小規模企業等における簡便法の採用

連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が7,723千円増加し、利益剰余金が7,723千円減少しております。なお、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

13. 完成工事高の計上基準は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

14. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

15. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

〔連結貸借対照表に関する注記〕

- | | | |
|-------------------|--------|--------------|
| 1. 有形固定資産の減価償却累計額 | | 11,335,325千円 |
| 2. 担保に供している資産 | 投資有価証券 | 197,561千円 |

〔連結株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増 加	減 少	当連結会計年度末
普通株式(株)	26,976,000	—	—	26,976,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	63,912	3.00	平成26年3月31日	平成26年6月30日

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成26年11月14日 取締役会	普通株式	79,735	3.00	平成26年9月30日	平成26年12月9日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	144,844	6.00	平成27年3月31日	平成27年6月29日

〔金融商品に関する注記〕

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定しております。

受取手形及び完成工事未収入金等に係る顧客の信用リスクは、取引先ごとの残高管理等を定期的に行ってリスク低減を図っております。

また、有価証券及び投資有価証券は主として株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

なお、デリバティブ取引については、資金運用規定に基づき実行及び管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(*)	時価(*)	差 額
(1) 現金預金	16,068,942	16,068,942	—
(2) 受取手形・完成工事未収入金等	8,124,586	8,124,586	—
(3) 有価証券及び投資有価証券			
満期保有目的の債券	1,700,000	1,706,929	6,929
その他有価証券	7,310,079	7,310,079	—
(4) 支払手形・工事未払金等	(2,876,730)	(2,876,730)	—
(5) デリバティブ取引	—	—	—

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金預金、並びに (2) 受取手形・完成工事未収入金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

- (4) 支払手形・工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

- (5) デリバティブ取引

組込デリバティブを区分して測定することができない複合金融商品の時価については、取引金融機関から提示された価格によっております。その時価は、満期保有目的の債券の時価に含めて記載しております。

2. 非上場株式（連結貸借対照表計上額 142,990千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

【賃貸等不動産に関する注記】

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社グループは、名古屋市その他の地域において、旧工場跡地（建物等含む）や賃貸用アパート及び老人介護施設等の賃貸用不動産を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：千円)

連結貸借対照表計上額			連結決算日における時価
当連結会計年度期首	当連結会計年度増減額	当連結会計年度末	
2,034,109	1,608,536	3,642,646	7,804,267

(注) 1. 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

2. 当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいた金額であります。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- 1株当たり純資産額 1,427円78銭
- 1株当たり当期純利益 376円18銭

〔企業結合に関する注記〕

(企業結合等関係)

取得による企業結合

当社と丸定産業株式会社、丸定鋼業株式会社、株式会社瀧上工作所、丸定運輸株式会社、瀧上建設興業株式会社、中部レバラー鋼業株式会社の関連会社6社(当該6社を以下「対象6社」)は、平成26年5月15日に当社を完全親会社、対象6社を完全子会社とする株式交換(以下「本株式交換」)を行うことを取締役会で決議し、同日付で株式交換に関する基本合意書を締結いたしました。

また、当社並びに対象6社は、平成26年5月15日付の基本合意書に基づき、平成26年6月13日開催の取締役会において、本株式交換に係る契約締結について決議し、株式交換契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称	事業の内容
丸 定 産 業 株 式 会 社	鋼板の切断・加工販売
丸 定 鋼 業 株 式 会 社	形鋼及びその他材料の販売
株式会社瀧上工作所	橋梁、鉄骨等の製作加工
丸 定 運 輸 株 式 会 社	橋梁、鉄骨、その他鉄構物の製品輸送
瀧上建設興業株式会社	一般土木建築、橋梁、鉄骨、その他鉄構物の製作・施工
中部レバラー鋼業株式会社	鋼板加工業

(2) 企業結合を行った主な理由

当社は、「長年にわたるゆるぎない品質の確かさで顧客との信頼関係を築く」という企業理念のもと、橋梁、鉄骨事業を通じて様々なプロジェクトに携わり、現在まで対象6社と共に橋梁、鉄骨事業を手掛け、社会基盤の整備に貢献してきました。

昨今、当社の主軸である橋梁事業を取り巻く環境は、公共事業とりわけインフラの老朽化対策の重要性が再認識され、公共投資予算の下げ止まりにより短期的に発注量は微増いたしました。中長期的な見通しについては、不透明であることは変わらず、依然として厳しい受注環境下であり、この厳しい経営環境を乗り切るには、今まで以上に総合的な技術力とコスト競争力が求められています。よって当社は、事業の効率化、最適化の観点からグループ連携を一層強化し、グループ内の経営資源を集約することで人材の有効活用、意思決定を迅速化し、更なる企業価値の向上を図るべく、株式交換契約締結を行うことといたしました。

(3) 企業結合日

平成26年9月1日

(4) 企業結合の法的形式

当社を株式交換完全親会社、対象6社を株式交換完全子会社とする株式交換

(5) 結合後企業の名称

結合後の企業名称の変更はありません。

(6) 取得した議決権比率

被取得企業の名称	取得直前に所有していた議決権比率	企業結合日に追加取得した議決権比率	取得後の議決権比率
丸定産業株式会社	11.21%	88.79%	100.00%
丸定鋼業株式会社	5.00%	95.00%	100.00%
株式会社瀧上工作所	20.34%	79.66%	100.00%
丸定運輸株式会社	24.83%	75.17%	100.00%
瀧上建設興業株式会社	24.87%	75.13%	100.00%
中部レバー鋼業株式会社	21.60%	78.40%	100.00%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

当社が、株式交換により対象6社の議決権の100%を取得したことによります。

2. 連結財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

みなし取得日を第2四半期連結会計期間末としているため、連結損益計算書には、平成26年10月1日から平成27年3月31日までの被取得企業の業績が含まれています。

3. 被取得企業の取得原価およびその内訳

(単位：千円)

被取得企業の名称	取得の対価 (企業結合日直前に保有していた普通株式の時価)	取得の対価 (企業結合日に交付した当社株式の時価)	取得に直接要した費用 (価値算定費用他)	取得原価
丸 定 産 業 株 式 会 社	113,379	897,608	1,344	1,012,331
丸 定 鋼 業 株 式 会 社	9,254	175,840	263	185,358
株式会社瀧上工作所	83,374	326,485	488	410,348
丸 定 運 輸 株 式 会 社	115,579	349,839	523	465,942
瀧上建設興業株式会社	211,960	640,143	958	853,062
中部レベラー鋼業株式会社	77,381	280,866	420	358,668

4. 株式の種類別の交換比率及びその算定方法並びに交付した株式数

(1) 株式の種類別の交換比率

本株式交換により交付する自己株式の総数は5,278,205株であり、その割当ての内容および交付する株式数はそれぞれ次のとおりであります。

〔丸定産業株式会社との株式交換〕

会社名	瀧上工業株式会社 (完全親会社)	丸定産業株式会社 (完全子会社)
交換比率	1	5.55
交付する株式数	普通株式 1,773,924株	

(注) 1. 丸定産業株式会社の株式1株に対し、当社の株式5.55株を割当交付いたしました。

〔丸定鋼業株式会社との株式交換〕

会社名	瀧上工業株式会社 (完全親会社)	丸定鋼業株式会社 (完全子会社)
交換比率	1	18.29
交付する株式数	普通株式 347,507株	

(注) 1. 丸定鋼業株式会社の株式1株に対し、当社の株式18.29株を割当交付いたしました。

〔株式会社瀧上工作所との株式交換〕

会社名	瀧上工業株式会社 (完全親会社)	株式会社瀧上工作所 (完全子会社)
交換比率	1	0.54
交付する株式数	普通株式 645,226株	

(注) 1. 株式会社瀧上工作所の株式 1 株に対し、当社の株式0.54株を割当交付いたしました。

〔丸定運輸株式会社との株式交換〕

会社名	瀧上工業株式会社 (完全親会社)	丸定運輸株式会社 (完全子会社)
交換比率	1	15.33
交付する株式数	普通株式 691,376株	

(注) 1. 丸定運輸株式会社の株式 1 株に対し、当社の株式15.33株を割当交付いたしました。

〔瀧上建設興業株式会社との株式交換〕

会社名	瀧上工業株式会社 (完全親会社)	瀧上建設興業株式会社 (完全子会社)
交換比率	1	8.42
交付する株式数	普通株式 1,265,101株	

(注) 1. 瀧上建設興業株式会社の株式 1 株に対し、当社の株式8.42株を割当交付いたしました。

〔中部レバラー鋼業株式会社との交換比率〕

会社名	瀧上工業株式会社 (完全親会社)	中部レバラー鋼業株式会社 (完全子会社)
交換比率	1	3.54
交付する株式数	普通株式 555,071株	

(注) 1. 中部レバラー鋼業株式会社の株式 1 株に対し、当社の株式3.54株を割当交付いたしました。

(2) 株式交換比率の算定方法

本株式交換における株式交換比率については、その公正性・妥当性を確保するため、当社は、当社および対象6社から独立した第三者算定機関である株式会社名南パートナーズ（以下「名南パートナーズ」）に株式交換比率の算定を依頼しました。名南パートナーズは、当社および対象6社の株式価値の算定に際して、当社の株式価値については当社が上場会社であることを勘案し市場株価法とDCF法により、対象6社の株式価値については対象6社が非上場会社であることを考慮し、類似会社比較法とDCF法を採用して算定を行いました。

なお、当社および対象6社が第三者算定機関に対して提出したDCF法による算定の基礎となる将来の利益計画においては、対前年度比較において大幅な増減益を見込んでおりません。

当社の株式価値については、平成26年5月14日を算定基準日とし、算定基準日の終値並びに算定基準日までの直近1ヶ月間、3ヶ月間、6ヶ月間の各取引日における終値平均値を算定の基礎にしております。

その結果、当社の1株あたりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の評価レンジは、それぞれ次のとおり算定いたしました。

〔丸定産業株式会社の株式交換比率の評価〕

算定方式	株式交換比率 (瀧上工業=1)		
類似会社比較法	4.21	～	5.70
DCF法	5.55	～	6.10

〔丸定鋼業株式会社の株式交換比率の評価〕

算定方式	株式交換比率 (瀧上工業=1)		
類似会社比較法	11.32	～	13.64
DCF法	18.29	～	19.68

〔株式会社瀧上工作所の株式交換比率の評価〕

算定方式	株式交換比率 (瀧上工業=1)		
類似会社比較法	0.45	～	0.62
DCF法	0.54	～	0.60

〔丸定運輸株式会社の株式交換比率の評価〕

算定方式	株式交換比率 (瀧上工業＝1)		
類似会社比較法	13.52	～	16.04
D C F 法	15.33	～	16.78

〔瀧上建設興業株式会社の株式交換比率の評価〕

算定方式	株式交換比率 (瀧上工業＝1)		
類似会社比較法	7.94	～	10.61
D C F 法	8.42	～	9.27

〔中部レベラー鋼業株式会社の株式交換比率の評価〕

算定方式	株式交換比率 (瀧上工業＝1)		
類似会社比較法	2.60	～	3.24
D C F 法	3.54	～	3.89

上記の算定結果を参考に当事会社間において交渉・協議を重ねました結果、当社並びに対象6社は、割当交付する各々の株式交換比率が公正であるとの結論に至り、平成26年6月13日開催の取締役会において本株式交換における交換比率を決議し、同日付で株式交換契約を締結いたしました。

(3) 交付した株式数

5,278,205株

5. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計額との差額

段階取得に係る差益 225,346千円

段階取得に係る差損 789,189千円

6. 発生した負ののれん発生益の金額および発生原因

(1) 発生した負ののれん発生益の金額

7,820,002千円

(2) 発生した負ののれん発生益の発生原因

企業結合時の時価純資産が取得価額を上回ったためであります。なお、対象6社が富川鉄工株式会社の株式を保有していることから、富川鉄工株式会社の株式を追加取得しており、富川鉄工株式会社の株式の取得価額と追加取得により減少した少数株主持分との差額から負ののれん発生益が93,023千円発生しております。

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
流 動 資 産	17,509,860	流 動 負 債	4,611,724
現 金 預 金	8,397,080	支 払 手 形	292,568
受 取 手 形	204,708	工 事 未 払 金	1,710,899
完成工事未収入金	7,091,841	リ ー ス 債 務	7,578
有 価 証 券	700,000	未 払 費 用	129,982
未 成 工 事 支 出 金	694,749	未 払 法 人 税 等	173,900
材 料 貯 蔵 品	39,802	未 成 工 事 受 入 金	1,942,462
繰 延 税 金 資 産	231,475	賞 与 引 当 金	110,600
そ の 他	150,203	役 員 賞 与 引 当 金	35,000
		完 成 工 事 補 償 引 当 金	11,770
		工 事 損 失 引 当 金	126,187
		そ の 他	70,775
固 定 資 産	16,599,256		
有 形 固 定 資 産	4,999,715	固 定 負 債	2,791,632
建 物 ・ 構 築 物	927,377	リ ー ス 債 務	18,549
機 械 ・ 運 搬 具	760,459	繰 延 税 金 負 債	1,860,131
工 具 器 具 ・ 備 品	89,219	退 職 給 付 引 当 金	666,602
賃 貸 不 動 産	2,124,729	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	93,690
土 地	1,073,622	環 境 対 策 引 当 金	12,132
リ ー ス 資 産	14,413	そ の 他	140,527
建 設 仮 勘 定	9,892		
		負 債 合 計	7,403,356
		純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	81,086	株 主 資 本	22,737,471
ソ フ ト ウ エ ア	65,303	資 本 金	1,361,250
リ ー ス 資 産	11,082	資 本 剰 余 金	389,732
そ の 他	4,701	資 本 準 備 金	389,732
		利 益 剰 余 金	22,455,485
		利 益 準 備 金	340,312
		そ の 他 利 益 剰 余 金	22,115,173
		退 職 慰 労 金 積 立 金	35,000
		別 途 積 立 金	19,830,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,250,173
		自 己 株 式	△ 1,468,996
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	3,968,289
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	3,968,289
		純 資 産 合 計	26,705,760
資 産 合 計	34,109,117	負 債 純 資 産 合 計	34,109,117

損益計算書 (自 平成26年4月1日 至 平成27年3月31日)

科 目	金 額	額
完 成 工 事 高	千円	千円
完 成 工 事 原 価		12,316,082
完 成 工 事 総 利 益		10,735,159
販売費及び一般管理費		1,580,923
営 業 利 益		990,858
営 業 外 収 益		590,064
受 取 利 息 配 当 金	189,594	
そ の 他 営 業 外 収 益	14,931	204,526
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	645	
自 己 株 式 付 随 費 用	6,072	6,718
経 常 利 益		787,872
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	341,622	
現物配当に伴う交換利益	837,854	1,179,476
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	3,688	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	2,617	
会 員 権 売 却 損	1,211	7,517
税 引 前 当 期 純 利 益		1,959,831
法人税、住民税及び事業税		200,630
法 人 税 等 調 整 額		△ 251,806
当 期 純 利 益		2,011,006

株主資本等変動計算書

(自 平成26年4月1日
至 平成27年3月31日)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	千円 1,361,250	千円 389,732	千円 389,732
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,361,250	389,732	389,732
事業年度中の変動額			
事業年度中の変動額合計	—	—	—
当期末残高	1,361,250	389,732	389,732

	株 主 資 本						自己株式	株主資本 合計
	利 益 剰 余 金							
	利益準備金	その他利益剰余金			利益 剰余金 合計			
退職慰労金 積立金		別途 積立金	繰越利益 剰余金					
	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	340,312	35,000	19,330,000	892,855	20,598,167	△ 2,872,510		19,476,639
会計方針の変更による累積の影響額	—	—	—	△ 7,723	△ 7,723	—		△ 7,723
会計方針の変更を反映した当期首残高	340,312	35,000	19,330,000	885,131	20,590,443	△ 2,872,510		19,468,915
事業年度中の変動額								
剰余金の配当				△ 143,648	△ 143,648			△ 143,648
当期純利益				2,011,006	2,011,006			2,011,006
自己株式の取得						△ 1,269,574	△ 1,269,574	
株式交換による変動額				△ 2,317	△ 2,317	2,673,087		2,670,770
別途積立金の積立			500,000	△ 500,000	—			—
事業年度中の変動額合計	—	—	500,000	1,365,041	1,865,041	1,403,513		3,268,555
当期末残高	340,312	35,000	19,830,000	2,250,173	22,455,485	△ 1,468,996		22,737,471

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	千円 2,925,517	千円 2,925,517	千円 22,402,156
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△ 7,723
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,925,517	2,925,517	22,394,432
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			△ 143,648
当期純利益			2,011,006
自己株式の取得			△ 1,269,574
株式交換による変動額			2,670,770
別途積立金の積立			—
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	1,042,772	1,042,772	1,042,772
事業年度中の変動額合計	1,042,772	1,042,772	4,311,327
当期末残高	3,968,289	3,968,289	26,705,760

個別注記表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

未成工事支出金

個別法による原価法

材料貯蔵品

先入先出法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

3. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く） 定率法

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法を採用しております。

また、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法を採用しております。

無形固定資産（リース資産を除く） 定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 賞与引当金は、従業員に支給する賞与に充てるため、翌期支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

5. 役員賞与引当金は、役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
6. 完成工事補償引当金は、工事引渡後の瑕疵に対する補修費用に備えるため、過去の実績を基に発生見込額を計上しております。
7. 工事損失引当金は、受注工事の損失に備えるため、当事業年度末の手持工事のうち損失の発生が見込まれ、かつ同時点でその金額を合理的に見積ることが可能な工事について、その損失見込額を計上しております。
8. 役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
9. 環境対策引当金は、PCB廃棄物の処理費用に備えるため、中間貯蔵・環境安全事業株が公表している処理料金を基に処理費用見込額を計上しております。
10. 退職給付引当金
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間（8～10年）で、定額法により発生した事業年度から償却を行っております。
数理計算上の差異は、発生時の従業員の平均残存勤務期間（8～10年）で、定率法により発生時の翌事業年度から償却を行っております。

（会計方針の変更）

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成24年5月17日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を従業員の平均残存勤務期間に近似した年数に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更いたしました。退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付に係る負債が7,723千円増加し、利益剰余金が7,723千円減少しております。なお、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

11. 完成工事高の計上基準は、当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については、工事完成基準を適用しております。
12. 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の未処理額の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
13. 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。
14. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額		9,739,106千円
2. 担保に供している資産	投資有価証券	197,561千円
3. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務		
	短期金銭債権	54,483千円
	短期金銭債務	382,187千円

〔損益計算書に関する注記〕

1. 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
完成工事高	6,507千円
材料仕入高	1,782,833千円
外注費	311,970千円
運搬費	360,335千円
営業取引以外の取引による取引高	854,961千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増 加	減 少	当事業年度末
普通株式(株)	5,671,826	2,441,585	5,278,205	2,835,206

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次の通りであります。

子会社からの現物配当による増加 2,421,995株

単元未満株式の買取りによる増加 19,590株

減少数の主な内訳は、次の通りであります。

平成26年9月1日の株式交換による減少 5,278,205株

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

退職給付引当金	212,788千円
役員退職慰労引当金	30,824
環境対策引当金	3,906
賞与引当金	32,901
工事損失引当金	41,515
繰越欠損金	431,644
その他	87,151
繰延税金資産小計	840,731
評価性引当額	△588,925
繰延税金資産合計	251,806

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,880,462
繰延税金負債合計	△1,880,462
繰延税金負債の純額	△1,628,656

2. 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(平成27年法律第9号)が平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の35.5%から平成27年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については32.9%に、平成28年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、32.2%となります。

この税率変更により、繰延税金負債の金額(繰延税金資産の金額を控除した金額)は172,819千円減少し、法人税等調整額が19,899千円、その他有価証券評価差額金が192,718千円それぞれ増加しております。

また、欠損金の繰越控除制度が平成27年4月1日以後に開始する当事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の65相当額に、平成29年4月1日以後に開始する当事業年度から繰越控除前の所得の金額の100分の50相当額に控除限度額が改正されたことに伴い、繰延税金資産の金額は32,463千円減少し、法人税等調整額は32,463千円増加しております。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 役員及び個人主要株主等

属 性	会社等の名称	事業の内容又は職業	議決権の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等(当該会社等の子会社を含む)	瀧上精機工業株	鉚螺釘類製造事業	(被所有)直接 28.32	兼任 1 名	ボルト類購入	ボルト類購入	229,619	工事未払金	28,841
						株式交換	13,337	—	—
役員及びその近親者	瀧上晶義	当社代表取締役社長	(被所有)直接 2.07	—	—	株式交換	92,523	—	—
役員及びその近親者	瀧上亮三	当社取締役	(被所有)直接 1.66	—	—	株式交換	71,614	—	—
役員及びその近親者	瀧上賢一	当社代表取締役社長の近親者	(被所有)直接 0.46	—	—	株式交換	46,241	—	—
役員及びその近親者	瀧上艶子	当社代表取締役社長の近親者	(被所有)直接 0.47	—	—	株式交換	15,126	—	—
役員及びその近親者	瀧上真次	当社取締役の近親者	(被所有)直接 0.20	—	—	株式交換	100,218	—	—
役員及びその近親者	瀧上和代	当社取締役の近親者	(被所有)直接 0.41	—	—	株式交換	33,105	—	—
役員及びその近親者	瀧上 茂	当社執行役員の近親者	(被所有)直接 4.84	—	—	株式交換	107,734	—	—

2. 子会社及び関連会社等

属 性	会社等の名称	事業の内容	議決権の所有割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	丸定産業(株)	鋼板の切断加工販売	直接 100.0	兼任 2 名	原材料購入	原材料購入	1,361,683	工事未払金	172,928
						株式交換	461,884	—	—
						当社株式の現物配当	462,160	—	—
子会社	瀧上建設興業(株)	一般土木建築及び鉄構物の製造施工	直接 100.0	兼任 2 名	当社製品の現場施工	当社株式の現物配当	127,475	—	—
子会社	丸定運輸(株)	運送業	直接 100.0	兼任 2 名	当社製品の輸送	当社株式の現物配当	124,519	—	—
子会社	丸定鋼業(株)	鋼材の加工販売	直接 100.0	兼任 2 名	原材料購入	当社株式の現物配当	113,329	—	—
子会社	(株)瀧上工作所	橋梁・鉄骨等の製作加工	直接 100.0	兼任 1 名	当社製品の外注加工	当社株式の現物配当	249,456	—	—
子会社	中部レベラー鋼業(株)	熱延鋼板の加工販売	直接 100.0	兼任 1 名	—	当社株式の現物配当	181,526	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. ボルト類購入及び原材料購入については、市場価格を勘案して毎期価格交渉のうえ決定しております。
3. 瀧上精機工業(株)は、当社代表取締役の瀧上品義氏及びその近親者が議決権の過半数を保有している㈱鍛冶定の子会社であります。
4. 株式交換については、平成26年9月1日に丸定産業株式会社、丸定鋼業株式会社、株式会社瀧上工作所、丸定運輸株式会社、瀧上建設興業株式会社、中部レベラー鋼業株式会社の関連会社6社を完全子会社化する目的で実施しております。株式交換比率については、第三者による株式価値の算定結果を参考に、当事者間で協議の上決定しております。なお、取引金額は効力発生日の市場価格に基づき記載しております。
5. 当社株式の現物配当については、完全子会社が株式交換により取得した当社株式を平成26年11月28日に当社が現物配当を受けたものであります。なお、当該現物配当により、特別利益に現物配当に伴う交換利益を837,854千円計上しております。

〔1株当たり情報に関する注記〕

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,106円25銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 85円64銭 |

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

瀧上工業株式会社

取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 公認会計士 安井 広 伸 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 中 出 進 也 ㊞
業務執行社員

指定社員 公認会計士 堤 紀 彦 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、瀧上工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、瀧上工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

瀧上工業株式会社

取締役会 御中

五十鈴監査法人

指定社員 業務執行社員	公認会計士	安井 広 伸 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	中 出 進 也 ㊞
指定社員 業務執行社員	公認会計士	堤 紀 彦 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、瀧上工業株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第78期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第78期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人五十鈴監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成 27 年 5 月 15 日

瀧 上 工 業 株 式 会 社 監 査 役 会

常任監査役（常勤）	廣 村 修 ㊞
監 査 役（社外監査役）	徳 田 俊 一 ㊞
監 査 役（社外監査役）	山 本 積 ㊞

以上

株 主 メ モ

1. 事業年度 4月1日から翌年3月31日まで
2. 定時株主総会 6月下旬
3. 基準日
定時株主総会 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
その他 この外必要ある場合はあらかじめ
公告して基準日を定めます。
4. 株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社
5. 郵便物送付先 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
(電話照会先) 電話 0120 - 782 - 031 (フリーダイヤル)
取次事務は三井住友信託銀行株式会社の全国本支店で行
っております。
6. 住所変更、単元未満株式の買取等のお申出先について
株主様の口座のある証券会社にお申出ください。
なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主様は、特別口
座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
7. 未払配当金の支払いについて
株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。
8. 単元株式数 1,000株
9. 公告方法 電子公告により行います。
ただし事故その他やむを得ない事由により電子公告による
ことができない場合には、東京都において発行する日本経
済新聞に掲載して行います。
公告掲載URLは次のとおりであります。
<http://www.takigami.co.jp/>

10. 「配当金計算書」について

配当金支払いの際送付している「配当金計算書」は租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付書類としてご使用いただくことができます。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主様につきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行なわれます。確定申告を行う際の添付書類につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。なお「期末配当金領収証」にて配当金をお受取りの株主様につきましても、配当の支払の都度「配当金計算書」を同封させていただいております。

事業所

本店 愛知県半田市神明町一丁目1番地 〒475-0826 電話(0569)89-2101

支店

東京支店 東京都中央区湊一丁目9番9号 〒104-0043 電話(03)3552-6681

大阪支店 大阪市西区北堀江二丁目10番19号 〒550-0014 電話(06)6532-5355

営業所

札幌営業所 札幌市中央区南八条西二十丁目1番10号 〒064-0808 電話(011)561-5482

仙台営業所 仙台市青葉区一番町二丁目7番5号(飯田ビル) 〒980-0811 電話(022)267-3791

静岡営業所 静岡市葵区伝馬町11番地の6 〒420-0858 電話(054)252-1807

岐阜営業所 岐阜市県町二丁目12番地12

(チサンマンション岐阜) 〒500-8176 電話(058)212-3556

広島営業所 広島市中区八丁堀6番11号(グレースビル) 〒730-0013 電話(082)227-6532

福岡営業所 福岡市中央区赤坂一丁目12番6号(赤坂Sビル) 〒810-0042 電話(092)741-1253

工場

本社工場 愛知県半田市神明町一丁目1番地 〒475-0826 電話(0569)21-4111

半田第二工場 愛知県半田市日東町2番地の1 〒475-0033